

江府町訓令第 15 号

江府町戸籍電子情報システムに係るデータ保護管理要綱の一部を改正する要綱をここに
公布する。

令和 7 年 12 月 19 日

江府町長 白石祐治

令和7年12月19日
江府町訓令第15号

江府町戸籍電子情報システムに係るデータ保護管理要綱の一部を改正する要綱

江府町戸籍電子情報システムに係るデータ保護管理要綱(平成29年江府町訓令第87号)の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 (1) 戸籍電子情報システム <u>クラウドサービス</u> <u>上の仮想環境に設置した戸籍サーバと戸籍</u> <u>担当課に設置した戸籍事務処理専用の電子</u> <u>計算機により、現在戸籍、除かれた戸籍(以</u> <u>下「除籍」という。)、改製原戸籍、戸籍の附票</u> <u>及び人口動態調査票等を磁気ディスク等に</u> <u>記録し、戸籍関連事務を行うシステムをいう。</u> (2)～(6) 略	(定義) 第2条 略 (1) 戸籍電子情報システム <u>株式会社ケイズデータセンター</u> (以下「データセンター」という。) <u>に関係市町で共同で</u> 設置した戸籍事務処理専用の電子計算機により、現在戸籍、除かれた戸籍(以下「除籍」という。)、改製原戸籍、戸籍の附票及び人口動態調査票等を磁気ディスク等に記録し、戸籍関連事務を行うシステムをいう。 (2)～(6) 略
(戸籍データ保護管理者の設置) 第4条 戸籍電子情報システムの適正な運用及びデータ保護について統括的管理を図るために、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、 <u>戸籍担当</u> 課長をもって充てる。	(戸籍データ保護管理者の設置) 第4条 戸籍電子情報システムの適正な運用及びデータ保護について統括的管理を図るために、戸籍データ保護管理者(以下「保護管理者」という。)を置き、 <u>住民課長</u> をもって充てる。
(端末機取扱責任者の設置) 第6条 保護管理者は、端末機の適正な管理をするため、端末機取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、 <u>戸籍担当</u> 課長をもって充てる。	(端末機取扱責任者の設置) 第6条 保護管理者は、端末機の適正な管理をするため、端末機取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置き、 <u>住民課長</u> をもって充てる。
(磁気ディスク等の管理) 第9条 略 (1)～(3) 略 (4) 戸籍情報システムでは、外部認証のPCID SSを取得しているデータセンターで提供されるクラウドサービスを利用することで適切な磁 気ディスクの管理と戸籍データの漏えいを防 止する。認証取得の継続性については、戸籍	(磁気ディスク等の管理) 第9条 略 (1)～(3) 略 (新設)

<p><u>情報システム事業者が定期的に認証取得状況を確認することとし、保護管理者は必要に応じて、認証取得の継続性を戸籍情報システム事業者に確認することとする。</u></p>	
<p>(ドキュメントの管理) 第 11 条 略 2 取扱責任者は、ドキュメントの外部への持ち出し、複写又は廃棄のときには、<u>保護管理者</u>者の許可を受けなければならない。</p>	<p>(ドキュメントの管理) 第 11 条 略 2 取扱責任者は、ドキュメントの外部への持ち出し、複写又は廃棄のときには、<u>戸籍管掌者</u>者の許可を受けなければならない。</p>
<p>(戸籍サーバのアクセス管理) <u>第 12 条 保護管理者は、戸籍サーバへのアクセスに際して、操作者に対し、ID及びパスワードを設定し、付与しなければならない。</u> <u>2 事業者は、戸籍サーバへのアクセス履歴を常時記録することとし、保護管理者は、必要に応じて、事業者に請求する方法によりアクセス状況の確認を行うこととする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(戸籍情報システムのアクセス管理) 第 13 条 略 <u>2 戸籍情報システムのバージョンアップの実施等による動作確認は、取扱職員が行うものとする。</u></p>	<p>(パスワードの管理) 第 12 条 略 (新設)</p>
<p>(アクセス権限の漏洩防止の措置) <u>第 14 条 保護管理者は、パスワードの設定、更新等の運用法定めて、厳重に管理しなければならない。</u> <u>2 保護管理者は、パスワードを当該取扱職員以外の者に漏らしてはならない。</u> <u>3 取扱職員は、パスワードを第1項により定められた業務の目的を超えて使用してはならない。</u> <u>4 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。</u></p>	<p>(新設) <u>2 保護管理者は、パスワードの設定、更新等の運用法定めて、厳重に管理しなければならない。</u> <u>3 保護管理者は、パスワードを当該取扱職員以外の者に漏らしてはならない。</u> <u>4 取扱職員は、パスワードを第1項により定められた業務の目的を超えて使用してはならない。</u> <u>5 取扱職員は、自己のパスワードを他人に漏らし、又は使用させてはならない。</u></p>
<p>(取扱状況の把握) 第 15 条 略</p>	<p>(取扱状況の把握) 第 13 条 略</p>
<p>(端末機の操作) 第 16 条 略</p>	<p>(端末機の操作) 第 14 条 略</p>
<p>(機器及びソフト等の保管)</p>	<p>(機器及びソフト等の保管)</p>

第 <u>17</u> 条 略				第 <u>15</u> 条 略			
別表(第 <u>17</u> 条関係) 戸籍電子情報システムに係る機器及びソフト等の保管一覧				別表(第 <u>15</u> 条関係) 戸籍電子情報システムに係る機器及びソフト等の保管一覧			
管理責任者	プライバシー保護	内容		管理責任者	プライバシー保護	内容	
戸籍用サーバ	保護管理者	・保管場所 ・略	外部認証のPCIDSS を取得しているデータセンターに設置し、保護管理者は認証取得の継続性を戸籍情報システム事業者に確認する。サーバを起動する者は、保護管理者の任命した取扱職員が起動させる。	戸籍用サーバ	保護管理者	・施錠管理されているデータセンターに設置し、保護管理者の指定する者がその鍵を管理する。サーバを起動する者は、保護管理者の任命した取扱職員が起動させる。	
戸籍専用端末装置	略	略	クライアントを起動する者は、保護管理者の任命した取扱職員がID及びパスワードを入力し、起動させる。	戸籍専用端末装置	略	クライアントを起動する者は、保護管理者の任命した取扱職員がパスワードを入力し、起動させる。	
略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	

附則

この要綱は、令和7年11月10日から施行する。